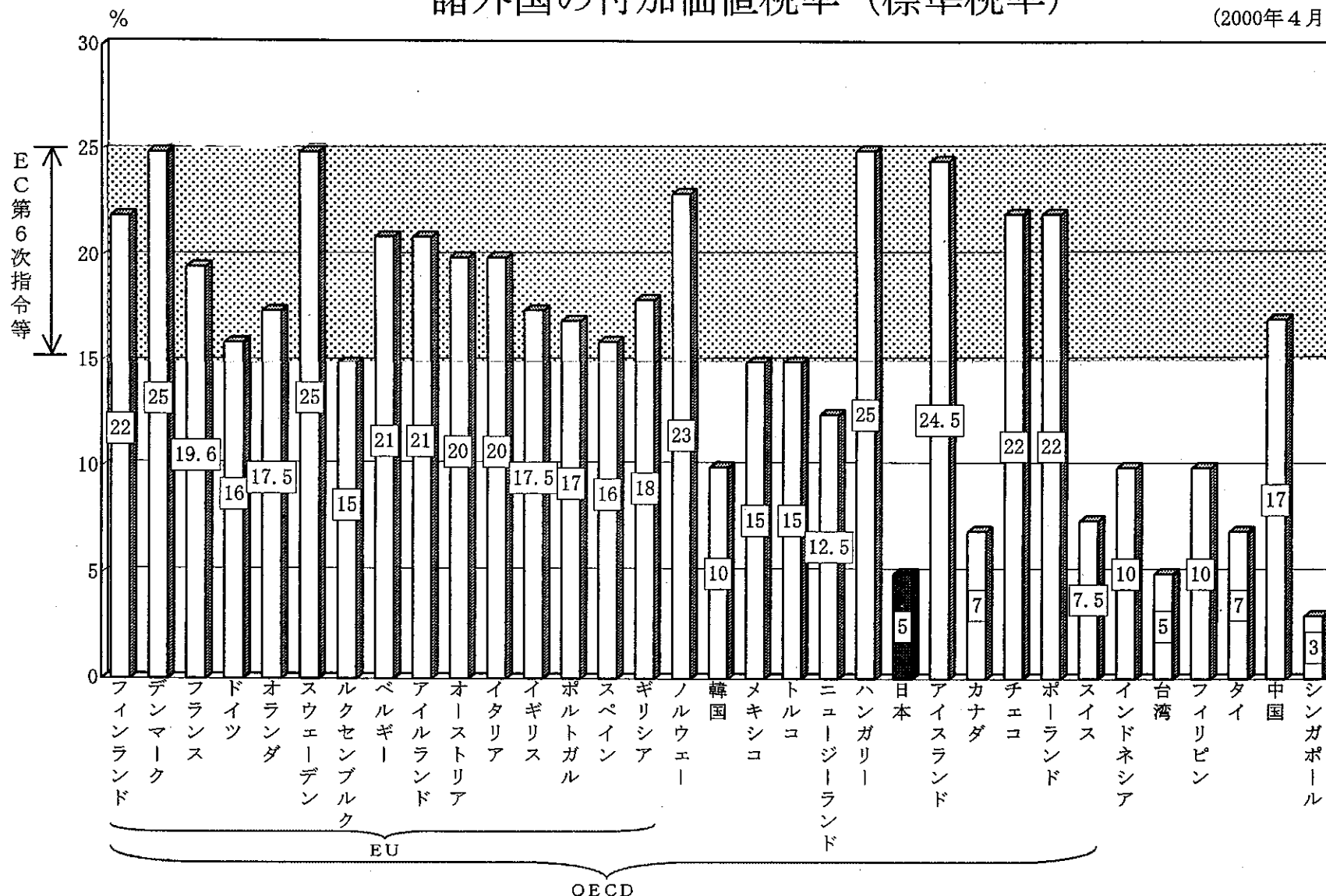


II 消費税関係

諸外国の付加価値税率（標準税率）

（2000年4月現在）

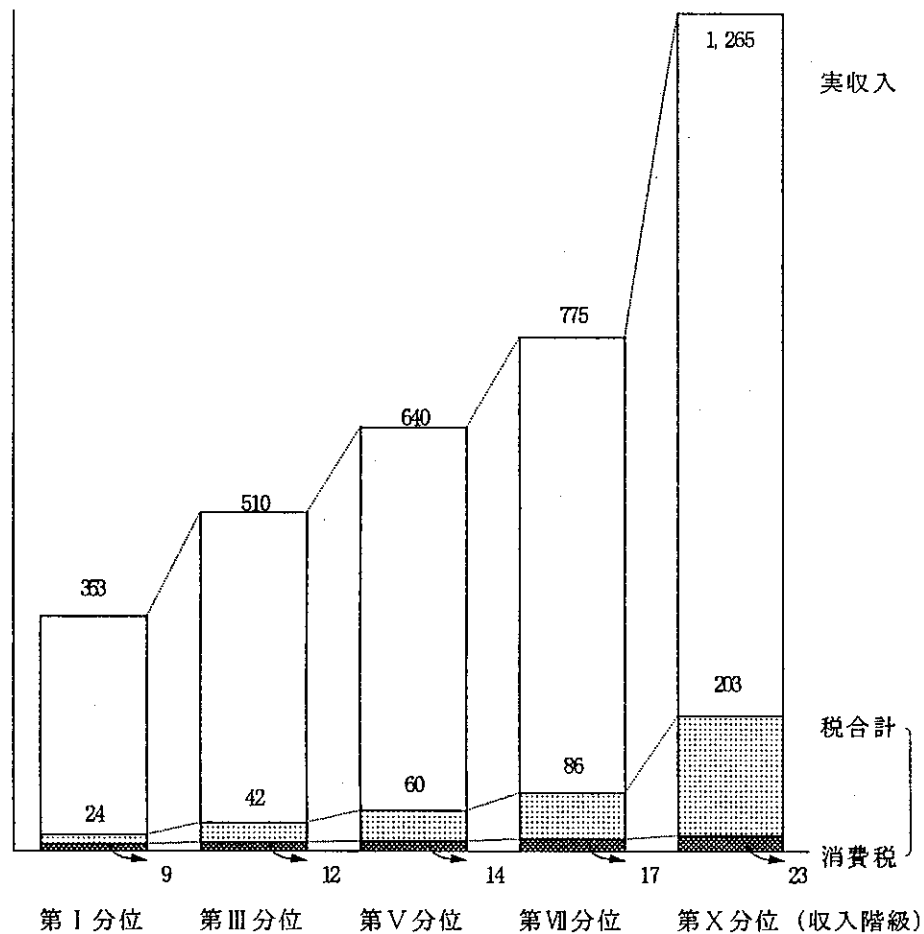


- （備考）1. 日本の消費税率5%のうち1%は地方消費税（地方税）である。
 2. カナダにおいては、連邦の財貨・サービス税（付加価値税）の他に、州によって小売売上税等を課しているところがある。（例：オンタリオ州8%）
 3. オーストラリアにおいては、税率10%の財貨・サービス税（付加価値税）が2000年7月1日から施行される予定（導入法は、99年7月8日に成立）。
 4. アメリカは、州、郡、市により小売売上税が課されている。（例：ニューヨーク市8.25%）
 5. EC第6次指令では、標準税率を15%以上とするよう定めているが、25%以下とするよう努めることについての合意が別途なされている。

収入階級別税負担（平成9年分）

○ 実収入に対する税負担額

（単位：万円）

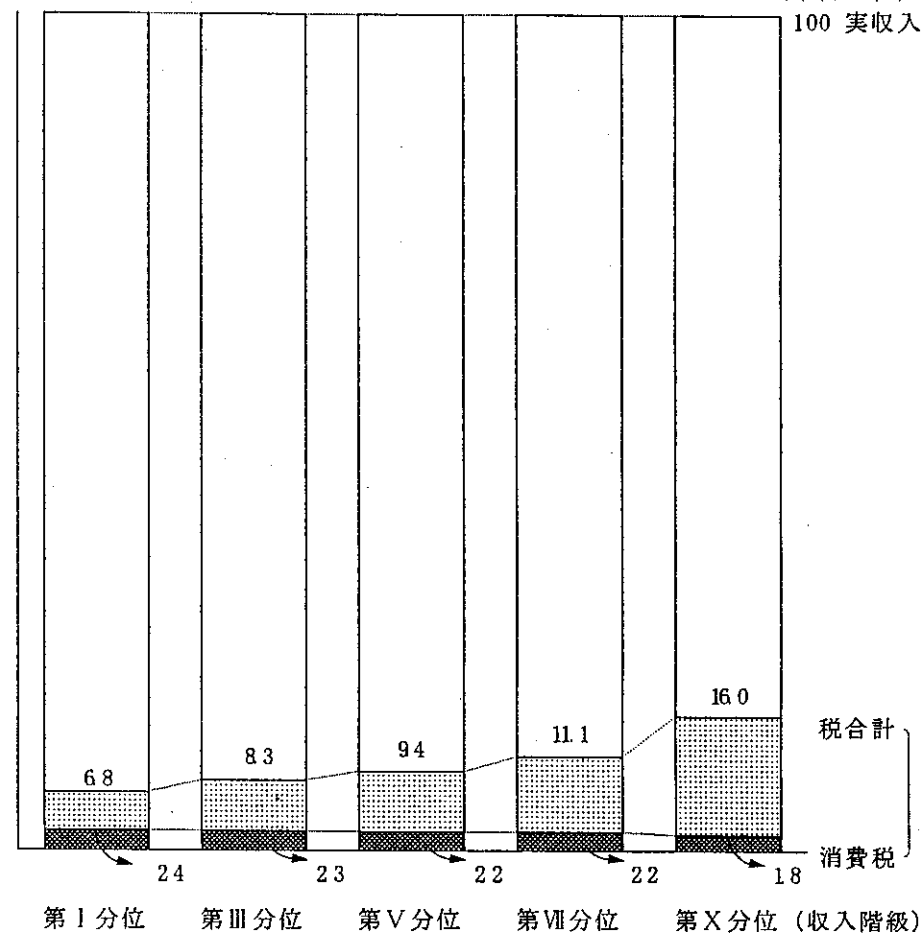


（備考）総務庁統計局「家計調査」（平成9年）を基に推計。

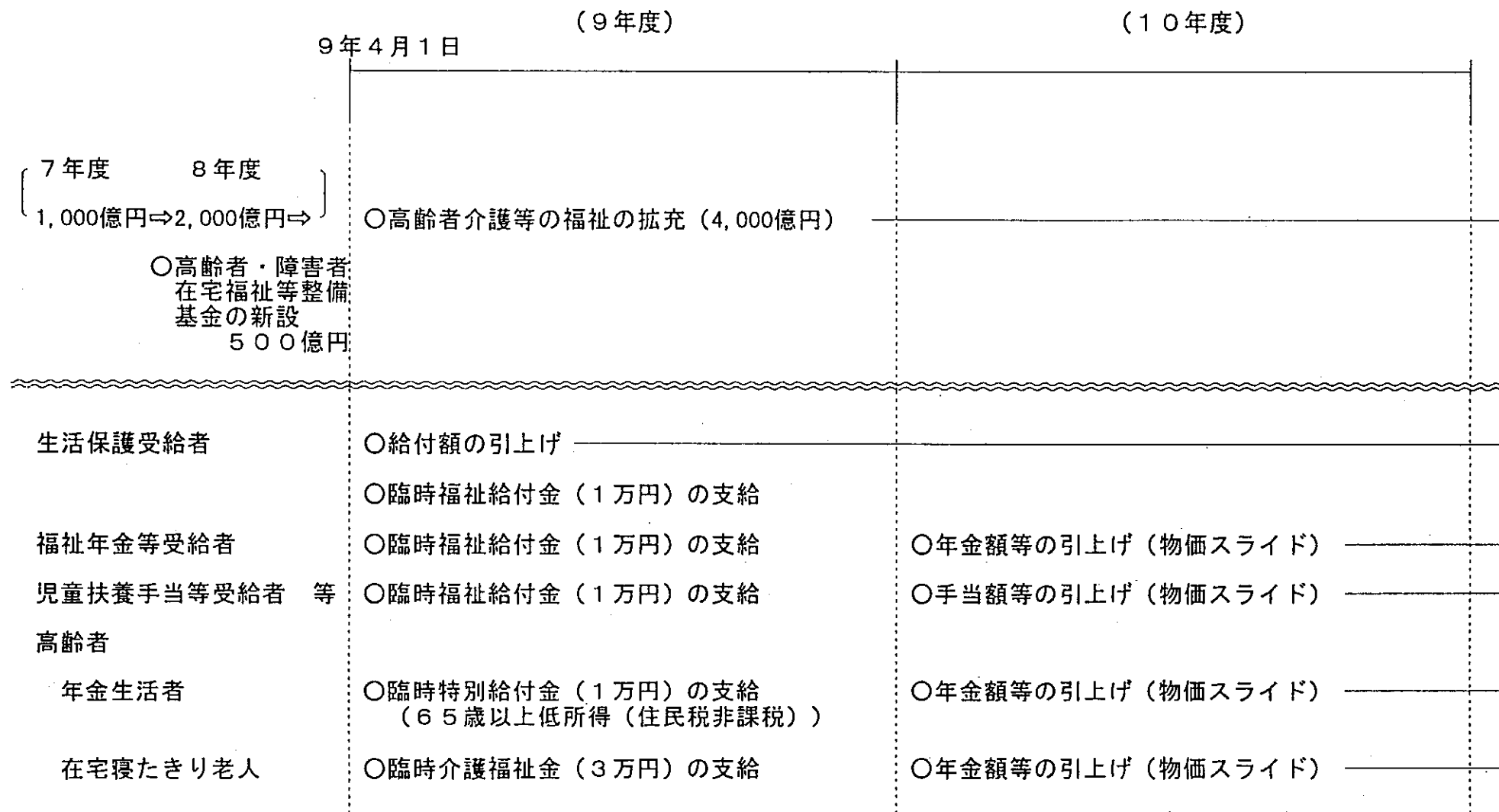
○ 実収入に対する税負担率

（単位：％）

100 実収入



社 会 保 障 対 策



(注) 上記の他、平成10年分所得税等の特別減税 (当初分・追加分) 実施に関するものとしての臨時福祉特別給付金が、平成10年度に支給されている。

消費税における非課税取引

【創設時】

○ 税の性格から課税対象とならないもの

- ・ 土地の譲渡及び貸付け
- ・ 有価証券、支払手段等の譲渡
- ・ 貸付金等の利子、保険料等
- ・ 郵便切手類、印紙等の譲渡
- ・ 行政手数料等、国際郵便為替等、外国為替取引

○ 社会政策的な配慮に基づくもの

- ・ 医療保険各法等の医療
- ・ 社会福祉事業法に規定する第一種社会福祉事業等
- ・ 一定の学校の授業料、入学検定料

【平成3年改正により追加】

- ・ 第二種社会福祉事業及び社会福祉事業に類する事業
- ・ 入学金、施設設備費、学籍証明等手数料
- ・ 助産
- ・ 埋葬料、火葬料
- ・ 身体障害者用物品の譲渡、貸付け等
- ・ 教科用図書の譲渡
- ・ 住宅の貸付け

非課税範囲の拡大に関し、平成5年の中期答申において指摘された問題点

- ・ そもそも「課税ベースの広い消費課税」としての基本的な性格に反する。
- ・ 前段階税額控除の仕組みが非課税関連分野で機能しなくなるため、課税の累積を生じて経済取引を歪めること等により、消費税の「中立性」や「簡素性」を大きく損なうことにつながる。
- ・ 特に、転々流通する物品を非課税とする場合には、その影響は見逃し難いほど大きくなる。

税率構造について（平成5年の中期答申より）

二 消費課税

1 消費税

(2) 税率

- ② 税率構造については、制度の簡素化を図り、経済活動への中立性を確保する観点からは、単一税率を基本として検討が行われることが望ましい。

他方、所得に対する消費税負担の逆進性を緩和する観点から、飲食料品に軽減税率を適用してはどうか、あるいは、一部のしゃし品等について割増税率を適用してはどうかという考え方がある。そもそも、複数税率制度の導入は、非課税取引の設定と同様、政策的配慮の必要性和税制の中立性や制度の簡素化との間の比較考量によるものとするが、公平・中立・簡素といった消費税導入の趣旨からすれば、基本的には、これを設けることは望ましくない。

特に、軽減税率については、その設定に伴って生ずる納税義務者の事務負担をはじめとする社会的経済的コスト等をも考慮すれば、その設定は、経済的合理性に反しており、適当でないと考えられる。

これに対し、税率がEC諸国並みに高い場合には、逆進性に配慮して軽減税率を設けることも検討課題となりうるという考え方もある。ただし、その場合においても、税制の中立性を確保し、制度の複雑化を防ぐためには、極力、その対象範囲を限定しなければならない。また、基本となる税率に対する軽減税率の比率が小さいときには、売上げに係る税額に比して仕入れに係る税額が多くなることから、還付申告が多発するという問題が生ずることにも留意する必要がある。

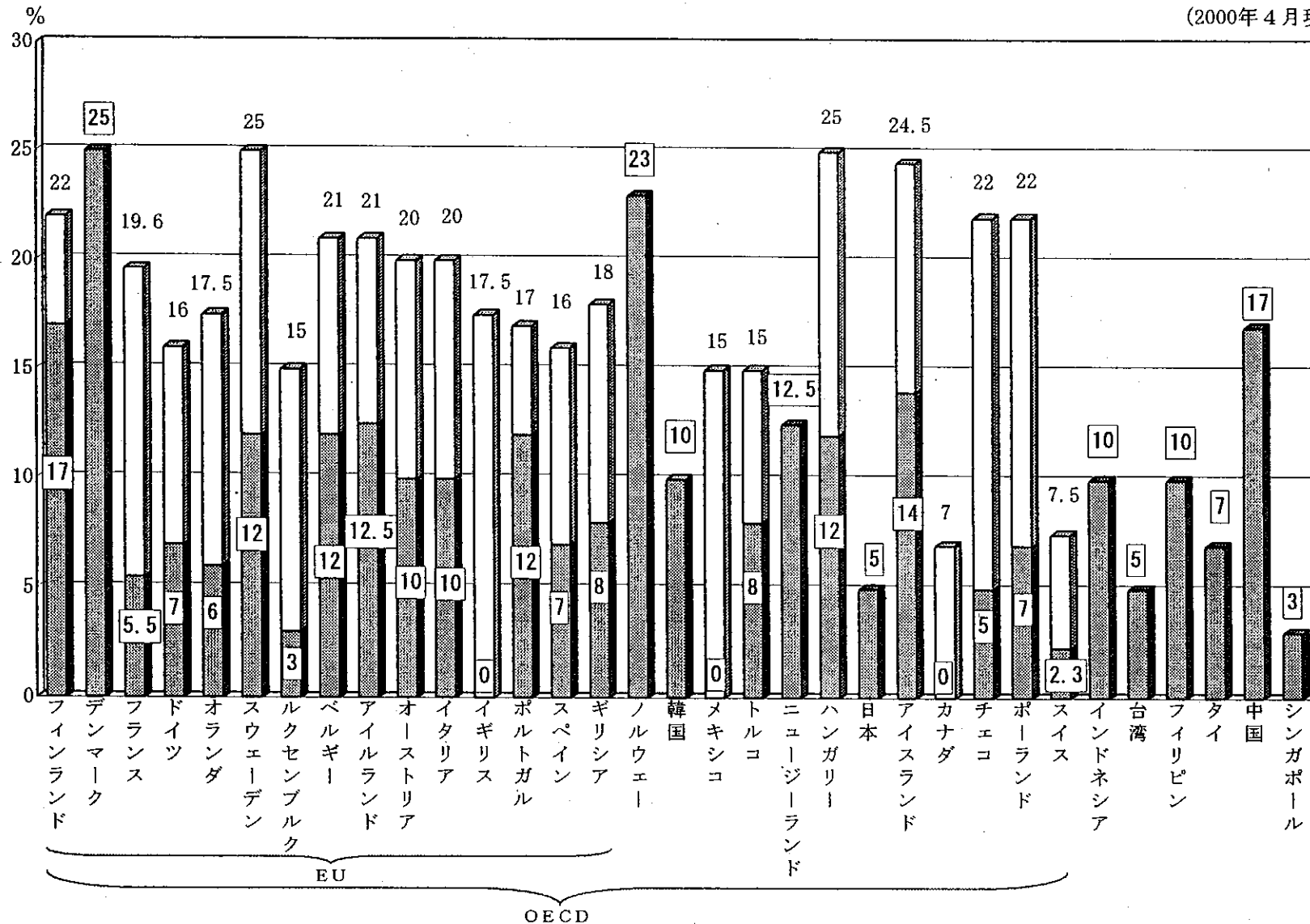
なお、いわゆるゼロ税率の設定については、消費税の負担を全く負わない分野を認めることにほかならず、広く消費に負担を求めるという消費税の趣旨に反すること、課税ベースを著しく浸食すること、納税コスト・徴税コストを膨大にすること、事業者や消費者の間に新たな不公平感を惹起すること等から、その採用は認め難い。

さらに、割増税率の設定については、所得水準が上昇し、国民の消費態様が多様化、均質化している今日においては、国民の価値観の多様化もあって、消費支出全体の中から割増税率の対象品目を客観的基準に従って、選択し、特定することはもはや困難となっていることに留意する必要がある。

（注）ECでは、1992年10月に、市場統合の一環としての間接税の調和のため、付加価値税の標準税率を15%以上、軽減税率を5%以上とし、割増税率を廃止しなければならない旨の指令が出されている。また、ゼロ税率についても、否定的な考え方が採られている。

諸外国における食料品の適用税率

(2000年4月現在)



(備考) 1. 上記中、■ が食料品に係る適用税率である。

なお、食料品の範囲は各国ごとに異なる。未加工農産物など一部の食料品については上記以外の軽減税率等が適用される場合があり、また、高級な食料品については標準税率が適用される場合がある。

2. 欧州委員会指令においては、ゼロ税率及び5%未満の軽減税率は否定する考え方が採られている。

仕入税額控除の改正経緯

○ 消費税創設時

消費税の納付税額は、売上げの税額から仕入れの税額を控除して算出するが、仕入税額の把握の方法については、仕入れの事実を記載した帳簿又は仕入先から交付を受けた請求書等の保存を税額控除の要件とする「帳簿方式」を採用していた。

○ 平成6年秋の税制改革（平成9年4月1日施行）

「帳簿方式」については、控除税額の計算が原則として自己記帳に基づく帳簿により行われることについて、制度の信頼性の観点から疑問が提起されていたところであり、こうした指摘を踏まえ、仕入れの事実を記載した帳簿の保存に加え、請求書、領収書、納品書その他取引の事実を証する書類のいずれかの保存を税額控除の要件とする「請求書等保存方式」を採用した。

（注）この仕入税額控除方式は、改正前から大部分の事業者間取引において、請求書等が交わされ保存されているという我が国の取引実態を尊重しつつ、取引の証拠書類保存に伴う制度への信頼性を確保することができるもの。

主要国の付加価値税におけるインボイス制度の概要

(2000年1月現在)

国 名	フ ラ ン ス	ド イ ツ	イ ギ リ ス
仕入税額控除	インボイス（要保存）記載の税額により控除	インボイス（要保存）記載の税額により控除	インボイス（要保存）記載の税額により控除
発行資格・義務	事業者 ※免税事業者は税額記載不可。	事業者 ※免税事業者は税額記載不可。	登録納税義務者（登録が附与される。） ※非登録事業者（免税事業者）は発行不可。
記 載 事 項	①年月日 ②供給者の住所・氏名 ③顧客の住所・氏名 ④財貨・サービスの内容 ⑤税抜対価 ⑥税額、適用税率 等	①年月日 ②供給者の住所・氏名 ③顧客の住所・氏名 ④財貨・サービスの内容 ⑤税抜対価 ⑥税額 等	①年月日 ②供給者の住所・氏名・登録番号 ③顧客の住所・氏名 ④財貨・サービスの内容 ⑤税抜対価 ⑥適用税率及び税額 等
免税事業者からの仕入れ	インボイス記載の税額がないため、仕入税額控除ができない。 免税事業者が税額記載した場合にも、税額控除不可。 （当該免税事業者には、記載税額の納付義務あり。）	インボイス記載の税額がないため、仕入税額控除ができない。 免税事業者が税額記載した場合には、税額控除可。 （当該免税事業者には、記載税額の納付義務あり。）	インボイスがないため、仕入税額控除ができない。 非登録事業者がインボイスを発行した場合にも、税額控除不可。 （当該免税事業者には、記載税額の納付義務あり。）

仕入税額控除方式の検討（平成5年の中期答申より）

仕 入 税 額 控 除 の 方 式	検 討 結 果
A方式⇒ 登録制度を前提とする書類方式 登録制度を必要とし、登録事業者のみが、税額別記、登録番号記載の書類を発行することができるものとする方式である。仕入事業者は、これを保存し、これに基づいて仕入税額控除を行う。非登録事業者は、こうした書類を発行することができず、したがって、非登録事業者からの仕入れについては仕入税額控除ができない。	イ A方式及びB方式は、非登録事業者又は免税事業者で取引の中間段階に位置する者が取引から排除されるのではないかと、あるいは、事実上、それらの事業者の多くに課税選択を迫ることとなりかねないのではないかと、といった問題がある。 ロ A方式については、売上税に対する批判にも見られたように、国家が登録を行い管理することが現在の国民の感情にそぐわないのではないかと指摘もある。 ハ B方式については、我が国の場合、取引の中間段階に位置する事業者が多数に上るため、登録制度を設けずに円滑に執行することは困難であるという問題もある。 以上の点を踏まえれば、A方式及びB方式は、我が国の経済社会や取引の実情に適合していないのではないかと考えられる。
B方式⇒ 登録制度を前提としないが、課税事業者のみに限定した書類方式 課税事業者のみが税額別記の書類を発行することができる方式である。仕入事業者は、これを保存し、これに基づいて仕入税額控除を行う。したがって、免税事業者からの仕入れについては仕入税額控除ができない。仮に、免税事業者又は消費者が、こうした書類を発行した場合には、それらの者に納税義務を課する。	C方式については、以下のように考えられる。 イ 現在、大部分の事業者間取引において、請求書等（インボイス）が交わされ保存されているという取引の実態を尊重した方式であり、かつ、事業者に新たな書類の作成など追加的な事務負担がほとんど生じないことから、円滑な移行が可能な方式である。 ロ 原則として取引の証拠書類の保存を仕入税額控除の要件としている点で、制度の信頼性や課税非課税判定等の利便性、正確性の観点から、現行方式より望ましい方式である。 ハ 免税事業者からの仕入れが税額控除の対象となることについては、免税事業者の仕入れにも、通常、消費税が課されていること、免税事業者の対事業者向け売上げの全事業者の売上げに占める比率は極めて小さいこと、免税事業者からの仕入れについて税額控除を認めないとすると課税の累積が生じること、事業者の取引からの排除等の問題に配慮する必要があること等を勘案すれば、むしろ我が国の経済社会や取引の実情に適合している。

消費税の中小特例制度の改正の推移

【創設時】	【平成3年改正】	【平成6年秋の税制改革等】 (注) 平成9年4月施行
①免税点制度 適用上限3000万円		資本金1000万円以上の新設法人は不適用
②簡易課税制度		
○適用上限 5億円	→ 4億円	→ 2億円
○みなし仕入率 90%、80%の2区分	→ 90%、80%、70%、 60%の4区分	→ 90%、80%、70%、60%、 50%の5区分 ↳ (不動産業、運輸・通信業、 サービス業)
③限界控除制度 適用上限6000万円	→ 5000万円	→ 制度の廃止

個人事業者の売上階級別平均従業員数

(単位：人)

区分 売上階級	全産業平均	製造業	建設業	卸売業	小売業	サービス業
～1,000万円以下	1. 2	1. 5	1. 3	1. 3	1. 3	1. 2
1,000万円超～2,000万円以下	2. 0	2. 3	1. 9	1. 7	1. 7	2. 0
2,000万円超～3,000万円以下	2. 5	3. 1	2. 5	1. 9	2. 1	2. 6
3,000万円超～5,000万円以下	3. 1	3. 9	3. 0	2. 2	2. 6	3. 1
5,000万円超～1億円以下	4. 1	5. 0	3. 9	2. 6	3. 9	4. 4
1億円超～2億円以下	5. 9	6. 6	5. 4	3. 6	5. 5	6. 9
2億円超～	10. 0	10. 5	7. 5	5. 4	7. 5	15. 9

- (備考) 1. 平成10年分所得税申告実績から特別集計したものである。
2. 従業員には、事業主本人を含む。

売上階級別事業者数等（試算）〔平成10年度〕－未定稿－

区 分		事 業 者 数	構 成 比
免 税 事 業 者		万 者 3 7 5	% 6 1 . 6 [2.3]
課 税 事 業 者	[課 税 売 上 階 級]		
	～ 3,000 万 円	3 4	5 . 6 [0.5]
	～ 1 億 円	1 0 4	1 7 . 1 [4.4]
	～ 2 億 円	4 0	6 . 5 [4.1]
	2 億 円 超	5 6	9 . 2 [88.6]
	小 計	2 3 4	3 8 . 4 [97.7]
合 計		6 0 9	1 0 0 . 0 [100.0]

- （備考）
1. 平成10年度の業種別売上階層別等申告者数及び売上高集計表、事業者統計調査報告書等に基づいた推計である。
 2. 免税事業者には、個人農業は含まれていない。
 3. 構成比欄の〔 〕書は、課税売上高の構成比（推計）である。

簡易課税制度の適用状況（平成10年度）

課税売上階級 区 分	申 告 件 数			課 税 売 上 高		
		うち			うち	
		簡易課税申告	適用割合累計		簡易課税申告	適用割合累計
	千件	千件	%	兆円	兆円	%
～ 3,000万円以下	370	207	8.6	6	4	0.3
3,000万円超 ～ 1 億円以下	1,062	721	38.6	59	40	3.4
1 億円超 ～ 2 億円以下	403	207	47.3	56	28	5.5
2 億円超 ～	567	22	48.2	1,190	6	5.9
合 計	2,402	1,157	—	1,311	78	—

（備考）1. 平成10年度の消費税申告実績から特別集計したものである。

2. 消費税率の引上げと併せて実施された簡易課税制度の改正（適用上限の引下げ（4億円→2億円）、みなし仕入率の細分化（4区分→5区分））は、平成9年4月1日以後開始する課税期間から適用されている。

簡易課税制度の適用状況の推移

(1) 適用件数

区 分			平成 元年度	平成 2年度	平成 3年度	平成 4年度	平成 5年度	平成 6年度	平成 7年度	平成 8年度	平成 9年度	平成 10年度
課税売上階級			適用割合累計	適用割合累計	適用割合累計	適用割合累計	適用割合累計	適用割合累計	適用割合累計	適用割合累計	適用割合累計	適用割合累計
～ 3,000万円以下			6.9	5.7	6.1	7.0	8.4	8.5	8.0	7.4	6.9	8.6
3,000万円超	～	1 億円以下	44.2	42.7	42.0	41.1	41.2	41.0	40.3	38.8	38.0	38.6
1 億円超	～	2 億円以下	57.5	56.7	55.8	53.7	52.6	52.1	51.3	49.7	48.6	47.3
2 億円超	～	3 億円以下	62.5	62.1	61.1	58.6	56.8	56.2	55.4	53.8	53.9	48.2
3 億円超	～	4 億円以下	65.0	64.9	64.1	60.9	58.5	57.8	57.1	55.5		
4 億円超	～	5 億円以下	66.4	66.6	65.7	62.4	59.2	58.4	57.8	56.3		
5 億円超	～		67.7	68.0	67.1							

(2) 適用課税売上高

区 分			平成 元年度	平成 2年度	平成 3年度	平成 4年度	平成 5年度	平成 6年度	平成 7年度	平成 8年度	平成 9年度	平成 10年度
課税売上階級			適用割合累計	適用割合累計	適用割合累計	適用割合累計	適用割合累計	適用割合累計	適用割合累計	適用割合累計	適用割合累計	適用割合累計
～ 3,000万円以下			0.2	0.2	0.2	0.2	0.3	0.3	0.3	0.2	0.2	0.3
3,000万円超	～	1 億円以下	3.4	3.6	3.5	3.5	3.5	3.5	3.4	3.3	3.2	3.4
1 億円超	～	2 億円以下	6.2	6.8	6.6	6.4	6.4	6.3	6.0	6.0	5.8	5.5
2 億円超	～	3 億円以下	8.0	8.9	8.7	8.4	8.2	8.0	7.7	7.7	8.4	5.9
3 億円超	～	4 億円以下	9.3	10.5	10.3	9.7	9.2	9.0	8.6	8.7		
4 億円超	～	5 億円以下	10.2	11.8	11.5	11.2	9.8	9.7	9.4	9.4		
5 億円超	～		11.7	13.3	13.1							

(備考) 1. 各年度の消費税申告実績から特別集計したものである。

2. 課税売上階級は、各年度の課税売上高によっている（簡易課税制度の適用上限は、基準期間の課税売上高によって判定する。）。

価格表示方法について（政府税制調査会答申抜粋）

○ 「今後の税制のあり方についての答申」（平成5年11月）

二 消費課税

1 消費税

(7) 消費税と価格の関係

② 現在、事業者間では、仕入税額控除の便宜ということもあり、いわゆる外税方式が主流となっている。このため、転嫁が円滑に進んでいるものと考えられる。

他方、小売段階における表示の方法は、業種等により様々である。このため、消費者にとって非常に煩わしいとの声が多いことも事実である。したがって、表示の問題については、消費者の便宜の観点からも検討する必要がある。このような観点からすれば、個々の商品の最終的な支払総額が何らかの形で表示されることが望ましいのではないかと考えられる。

いずれにせよ、税額を明示するか否かということは、取引における価格表示の問題であり、いずれの方式によるかは、基本的には各事業者が上記の観点等を踏まえて自主的に選択すべきものであって、一律に法律で義務付けるといった性格のものではないと考えられる。

○ 「税制改革についての答申」（平成6年6月）

第四 消費課税の充実

1. 基本的考え方

(3) 消費税率が引き上げられる場合には、あらためて、消費税と価格の関係について確認されることが望ましい。その詳細は「中期答申」において整理されているところであるが、これを要約すれば、以下のとおりである。

⑤ 税額を明示するか否かということは、各事業者が自主的に選択すべきものであるが、消費者の便宜の観点からすれば、個々の商品の最終的な支払総額が何らかの形で表示されることが望ましいのではないかと考えられる。

主要国の付加価値税の消費者に対する税額表示の状況

(2000年1月現在)

1. 付加価値税を実施しているフランス、ドイツ、イギリスにおける価格表示の方法はいずれの国でも、最終消費者に対してはほとんどが「税込み」価格表示、一方、事業者間取引では「税抜き」価格表示が通例。
2. 価格表示の方法については、付加価値税法を含め「税法」上の規制はない。また、税務当局においても価格表示の方法に関する指導等を行っていない。
3. ただ、「消費者保護の観点から行われる価格表示に関する規制」の中に、消費者が購入決定後に表示価格を超える負担を求められることのないよう、消費者に対する価格表示は付加価値税込みとしなければならない旨の定めがある（下掲）。なおEC指令においても、消費者保護の見地から、小売価格の表示は税込みの最終価格とするよう、メンバー国に求めている（注）。
この場合、価格に含まれる税額相当分を併せて示すことも可能である。

	フ ラ ン ス	ド イ ツ	イ ギ リ ス
価格表示に関する規制 (根拠法令)	価格についての消費者の情報に関する経済省令（経済財政産業省所管） ・ 政府に経済分野の諸措置を講じることとを授權する法 ・ 価格及び競争の自由に関するオルドナンス（委任立法権限に基づく緊急政令）	価格提示規則（経済省所管） 価格提示法	価格表示指導要綱（貿易産業省所管） 消費者保護法

（注）「消費者向け商品価格表示に関する消費者保護についての指令」

消費税の申告・納付制度の改正の推移

	【導入時】	【平成3年改正】	【平成6年秋の税制改革】 (注) 平成9年4月施行	前課税期間 の年税額
年4回 〔確定申告 1回〕 〔中間申告 3回〕		500万円超	400万円超	500万円
年2回 〔確定申告 1回〕 〔中間申告 1回〕	60万円超	500万円以下 60万円超	400万円以下 48万円超	400万円
年1回 (確定申告 1回)	60万円以下	60万円以下	48万円以下	60万円 48万円
消費税率	3%		4% (注)	

(注) 地方消費税（消費税率換算1%相当）と合わせた税率は5%。